

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 内閣府 ）

制 度 名		配偶者控除の見直し (厚生労働省との共同要望)	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 百万円 (- 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 -		
	(2) 施策の必要性 平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）では、「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成 24 年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討」するとされている。 また、第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）では、「国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」こととされている。 さらに、税制調査会における社会保障改革案に対する意見（平成 23 年 6 月 16 日）では、「厚生年金の適用拡大等と配偶者控除のあり方を見直しなど、相互に関連する社会保障制度と税制の課題について、一体的に検討を進めること」とされている。 こうした指摘を踏まえつつ、配偶者控除の見直しを行う必要がある。		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 における 政策目的の 位置付け	○男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）第 4 条において、「社会における制度又は慣行についての配慮」について規定。 ○第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）第 2 部 第 2 分野 1 イ において、「税制の見直しの検討」について記載。
		政 策 の 達成目標	(要望の性格上、明示困難)
		租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間	(要望の性格上、明示困難)
		同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	(要望の性格上、明示困難)

		政策目標の達成状況	(要望の性格上、明示困難)
有効性		要望の措置の適用見込み	(要望の性格上、明示困難)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	(要望の性格上、明示困難)
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	(該当なし)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	(該当なし)
		要望の措置の妥当性	(要望の性格上、明示困難)
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項		租税特別措置の適用実績	(措置の性格上、明示困難)
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	(措置の性格上、明示困難)
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの
要望経緯

(該当なし)